

## 令和4年1月（第9回）教育研究評議会議事要旨

日 時 令和4年1月19日（水）13:30～14:50  
場 所 本部棟第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）  
出席者 36 / 37  
欠席者 加賀上席副学長

### ○ 前回議事要旨の確認

令和3年12月開催（第8回）の議事要旨について、原案のとおり確認された。

### ○ 議 事

#### 1 審議事項

##### （1）文明動態学研究所との統合に伴う埋蔵文化財調査研究センターの廃止について

高橋理事から、埋蔵文化財調査研究センターを廃止し、文明動態学研究所に統合することとしたい旨提案があり、続いて、松本文明動態学研究所長から、資料1に基づき、当該センターは大学構内の遺跡の発掘調査を行ってきた組織であるが、一方で当該センター教員は科研費の獲得を通して文理融合的な調査研究も進めてきており、研究所と統合することにより、大学構内遺跡の発掘といった全学的業務も実施し、さらに研究をすることができるように体制を構築することで、研究力の向上を図り、研究所の発展に資することができると考えており、研究所の中に新たに文化遺産マネジメント部門を設置することとしたい旨説明があり、審議の結果、承認された。

##### （2）教育推進機構の組織再編について

高橋理事から、全学教育・学生支援機構を再編し、教育推進機構を設置することとしたい旨提案があり、続いて、舟橋全学教育・学生支援機構長から、資料2に基づき、第4期中期目標・中期計画（素案）では、「主体的に変容し続ける先駆者」の育成を使命に掲げ、大学院教育の改革に続き、学士課程教育・高大接続の一体改革とリカレント教育の充実に取り組むこととしていること等から、全学教育・学生支援機構を統合・再編し教育推進機構を設置すること、全学教育に係る企画立案機能は新たに教学企画室を設置して担うこととすること、機構内のセンターを廃止し実施機能と支援機能を分化し部門として再編しつつ、複雑化している全学委員会及びその下部委員会等を3つの委員会に集約することとしたいこと、第4期においては教学に関する外部評価委員会を設置し、PDCAを回すこととしたいこと、併せて、その移行イメージについても説明があり、さらに、再来年度にはグローバル人材育成院の教育機能も取り込む予定である旨説明及び提案があった。続いて、田中副学長から、教学企画室という企画立案機能を持つ会議の設置は、先日の認証評価において明文化されていないことが指摘されたものに対応した時宜にあったものであることの、また、伊野副学長から、教学ガバナンス体制を可視化できるようにしたものであり、部局の協力と支援をお願いしたいことの補足説明があり、審議の結果、承認された。

##### （3）諸規則の改正について

## 【学則】

- ①国立大学法人岡山大学管理学則
- ②岡山大学学則

## 【規則】

- ③国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則
- ④国立大学法人岡山大学経営協議会規則
- ⑤国立大学法人岡山大学役員会規則
- ⑥国立大学法人岡山大学役員規則
- ⑦岡山大学学術研究院規則
- ⑧岡山大学教授会規則
- ⑨岡山大学病院における病院長の任命等に関する規則

高橋理事から、資料3に基づき、標記学則及び標記規則について次の改正理由のためその一部を改正し、また、⑥国立大学法人岡山大学役員規則の一部改正規則のうち、理事の人数の改正の部分については、令和4年1月1日から施行・適用することとし、その他の改正については、令和4年4月1日からそれぞれ施行することとしたい旨説明及び提案があり、審議の結果、承認された。

- ① 国立大学法人岡山大学管理学則
  - ・ 国立大学法人法の一部改正に伴い、「学長選考会議」の名称を「学長選考・監察会議」に改める
  - ・ 医学部医学科の令和4年度の入学定員増（12人）に伴う関係規定の整備のため
  - ・ 文明動態学研究所との統合による埋蔵文化財調査研究センターの廃止に伴う関係規定の整備のため
  - ・ 全学教育・学生支援機構から教育推進機構への組織再編に伴い関係規定の整備のため
- ② 岡山大学学則
  - ・ 医学部保健学科の第3年次編入学を廃止するため
  - ・ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行<sup>1</sup>に伴い、科目等履修生として大学で一定の単位を修得した高等学校の生徒等の大学入学資格を有さない者に対し大学入学後に修業年限への通算を行うことを可能とするため
  - ・ その他規定の整備のため
- ③ 国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則
- ④ 国立大学法人岡山大学経営協議会規則
- ⑤ 国立大学法人岡山大学役員会規則
- ⑧ 岡山大学教授会規則
  - ・ 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、「年度計画」の廃止により当該文言を削除するため

---

<sup>1</sup> 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（令和3年10月29日3文科第809号文部科学省高等教育局長通知）  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/01\\_tuuti\\_03\\_536.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/01_tuuti_03_536.pdf)

- ・ その他規定の整備のため
- ⑥ 国立大学法人岡山大学役員規則
  - ・ 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、監事のうち少なくとも1人は常勤とすることとし、及び「学長選考会議」の名称を「学長選考・監察会議」と改めるため
  - ・ 1人以上の非常勤の理事（学外者に限る。）を置く場合、8人以内の理事を置くこととするよう規定を整備するため
- ⑦ 岡山大学学術研究院規則
  - ・ 新たに副学域長を置くこととするため
- ⑨ 岡山大学病院における病院長の任命等に関する規則
  - ・ 「病院長候補者選考会議」の略称を「病院長候補者選考会議」と改める
  - ・ 同会議委員の選出は、役員会の議を経ることとする
  - ・ 学長に病院長候補者を推薦する際には、推薦順位を付さないこととする
  - ・ 従来、病院長候補者選考会議が選考結果等を公表することとしていたが、学長がそれを公表するよう改めることとする
  - ・ その他規定の整備のため

(4) 中期目標（原案）・中期計画（案）における「その他記載事項（追加分）」の提出について

高橋理事から、資料4に基づき、9月に提出した第4期中期目標（原案）・中期計画（案）に対し国立大学法人評価委員会から本学に対して個別の意見はなかった旨の説明があり、今回は、「その他記載事項（追加分）」として提出を求められている事項について提案したい旨発言があり、袖山理事から、「その他記載事項（追加分）」については順次提出することとされており、そのうち、「Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」については、第3期で実現していない事項の記載内容であること、「Ⅸ 剰余金の使途」についても、従来と同様の記載であること、「Ⅹ その他」の「1 施設・設備に関する計画」については、毎年度の国からの補助金の交付状況を踏まえて記載するものであること、「5 中期目標期間を超える債務負担」についても、従前と同様の記載であること、「6 積立金の使途」については、第3期から第4期への繰越し分の使途について個別の事業を記載するものであることを踏まえての記載であることの説明があり、並びに「別表1 学部・研究科等及び収容定員」及び「別表2 国際共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点」についても説明があり、審議の結果、承認された。

なお、高橋理事から、今後、2月ころの国立大学法人評価委員会で審議の後、3月に文部科学省が各国立大学法人に対し中期目標を提示し、これを受けて各法人が文部科学省に中期計画（案）を申請し、認可される予定である旨補足説明があった。

## 2 報告事項

(1) 国立大学法人岡山大学の教員の選考に係る審査基準及び審査方法に関する規程（素案）について

高橋理事から、部局マネジメント改革プロジェクトで検討している教員人事につい

て審査基準の明確化と審査方法の標準化が必要であること等について先月の部局連絡会で説明したところであり、標記規程（素案）等を作成し、事前に各部局長あて通知しているので、意見を伺いたいこと、また、2月4日までに意見があれば連絡願ひ、それを踏まえて来月審議して制定する予定としていること、また、大学機関別認証評価の対応のため、この規程等の制定に伴い各部局の選考基準等に関する要項等の改正が必要である場合、改正等の対応をお願いしたい旨説明があり、続いて、三村副学長から、資料5に基づき、標記規程（素案）について、選考開始の要請は単に退職したという事由がその理由ではないこと、第3条に規定する教員業績審査委員会の構成員は、先月の部局連絡会後の意見を踏まえ、「学域長又はそれに準ずる者」と修正し、「準ずる者」としては、副学域長を想定しているものであること、「選考予定の教員が教育を担当する研究科又は学部の副部長又はそれに準ずる者から1名以上」と修正したこと、また、同条の規定による運用が困難である学域等については、標記運用要項（案）で別に定めることができることとした旨の説明があり、続いて、委員会の役割、公募の条件、業績審査の基準、事前審査の概要について説明があり、併せて、教授会等による候補者の決定に際しては、過半数程度で決することとするよう要請するものであること、准教授以下の職の選考における簡素な手続きの規定は、病院を想定しているものであることについて説明があった。

このことに関し、伊達医歯薬学総合研究科長から、教授会等による候補者の決定について、准教授以下の職の者であっても複数名の候補者を決定するのかについて質問があり、三村副学長から、教授に限らず複数名の候補者を決定するのが原則であるが、昇任人事等の場合などは事前に協議をすることで例外とすることができるものであり、また一例としては、複数の候補者を立てたが途中で辞退されてしまった場合が挙げられるものと考えている旨回答があり、高橋理事から、病院で人事の流動性が高い場合は報告願っている現状を変更するものではない旨回答があった。

## (2) 令和4年度予算の伝達について

袖山理事から、資料6に基づき、文部科学省から伝達があった事項について報告したい旨発言があり、国立大学関係全体の予算の概要（主な事項）として、対前年度との比較も含めその概要について説明があり、このうち、成果を中心とする実績状況に基づく配分は、対象額は昨年度と同様に1,000億円であり、配分率が拡大され75%から125%の間の率に拡大されたこと、また、このグループ分けの見直しがあり、第3期のいわゆる第3類型16大学から指定国立大学法人を除く7大学（北海道、千葉、東京農工、金沢、神戸、広島及び本学）での相対評価となったこと、このグループでは第3期と同様に引き続き係数1.6%が削減されること、戦略経費に代わり新たにミッション実現加速化経費が措置され、毎年度同額が各大学に配分されることとなったこと等について説明があった。続いて、現時点での本学における予算の概要（主な事項）としては、すべての事項に対し伝達されておらずまだ未確定の状態であるが、それぞれの経費の概要、配分額等及び対前年度比を含めた概要説明があり、いわゆる成果を中心とする実績状況に基づく配分は未定となっていること、教育研究組織改革分は、SDGsを通じた高大接続・高大連携改革のための新たな教学ガバナンスの構築及び岡山大学グリーンイノベーションの共育共創拠点に対し措置され、将来評価が実

施されることとなっていること、共通政策課題分で、数理・データサイエンス・AI教育強化分について、本学は拠点校として不採択であったこと、法人運営活性化支援分では、第3期（4年目終了時）に係る業務実績に関する評価結果に基づくものであるが本学は配分対象外となったことについても説明があった。また、併せて、本学における施設設備関係で措置された事項の概要について説明があった。

(3) 【文部科学省】令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について  
(依頼)

舟橋理事から、資料7に基づき、文部科学省から標記依頼を受け、対象となる受験生が出た場合に備え、まずは各学部で合否判定の基準等の検討をお願いすることとなるが、全学アドミッション委員会において入試方法及び合否判定基準の検討並びに追試の実施について検討することとし、また、全学教育推進委員会において入学時期が4月2日以降となる場合の根拠規程等の整備及び入学時オリエンテーション、カリキュラム整備等について検討することとしたい旨の説明があり、併せて、現段階における対応策の概要について説明があり、必要な対応について協力いただきたい旨依頼があり、田中副学長から、必要な情報を提供し、各学部で検討を依頼したい事項について提示等するので、協力願いたい旨依頼があった。

このことに関し、菅工学部長から、例年入学定員管理に苦慮していることから、Q & AにおいてA4には、今回の措置の対象となる受験生の合否判定については、本来の募集人員の枠外で行うことが可能とされているが、それぞれの場合ごとに募集人員の枠外で行うこととなるのか確認したい旨質問があり、舟橋理事から、念のため確認して連絡することとする旨回答があった。

(本件は、入試内容に関する事項であるため、詳細の内容については記載しないこととする。)

3 その他

(1) 第4期中期目標（素案）・中期計画（案）に対する各部局等の組織計画について

高橋理事から、中期目標（素案）・中期計画（案）に対応した各部局等の組織計画を提出いただいたことに対する謝辞があり、当該組織計画を各担当理事で共有し、各理事が取りまとめた計画について3月開催予定の部局長等セッションで議論した後、4月以降に各部局の目標について検討を進めていく予定である旨発言があった。

(2) 次回開催日について

今回は、2月16日（水）13時30分から開催することとなった。

以上